水素関連技術支援拠点機能強化事業補助金実施要領

(趣旨)

第1条 水素関連技術支援拠点機能強化事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、水素関連技術支援拠点機能強化事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

(定義、用語)

- 第2条 要綱及びこの要領において「中小企業」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者又は法人格を有する中小企業者の団体をいう。
- 2 要綱及びこの要領において「中堅企業」とは、資本金10億円以下の企業をいう。
- 3 要綱及びこの要領において「水素利活用製品等」とは、水素の製造・貯蔵・輸送・利用過程 において、直接必要な機能を司る部品またはユニットをいう。
- 4 要綱及びこの要領において「技術開発」とは、試作前に必要な技術の開発をいう。
- 5 要綱及びこの要領において「試作」とは、水素利活用製品等の事業化を想定し、機能・性能 等を評価するために作られるものをいう。
- 6 要綱及びこの要領において「評価」とは、試作品の機能・性能の評価をいう。
- 7 この要領で使用する用語は、特に定めのない限り、要綱において使用する用語の例による。

(補助事業者)

- 第3条 要綱第2条における「補助事業者」は、県内に事業所(登記上の主たる事務所、工場、研究所等)をおく中小・中堅企業とする。
- 2 前項に該当する企業は、2社以上での取組も認めるものとし、そのうちの1社を代表申請者とする。
- 3 代表申請者以外の申請企業で発生する経費については、代表申請者による一括経理(代表申請者で発注から支払いを行い、各構成員への納品(所有は代表申請者))による。ただし、代表申請者による一括経理が困難であると認められる場合は、別に指示するところによる。
- 4 代表申請者以外の申請企業も第1項及び要綱別表1に該当する企業とする。

(補助金の交付)

第4条 要綱第7条における補助金の交付は、最大3回採択可能である。ただし、「技術開発」、 「試作」又は「評価」に対してそれぞれ1回の採択とする。

(補助対象経費)

- 第5条 補助対象経費については、次の内容に留意すること。
 - (1) 「工具器具費」で部品等を取得する場合には、取得価格、技術的性能等を十分勘案の上購入すること。また、購入する場合には、台帳を整備、保管すること。

なお、部品又はそれで構成された試作品又は実験装置は、補助事業以外の目的には使用しないこと。

また、工具器具費で取得したものを補助事業者の構成員が保管する等、補助事業者において保管しない場合は、当該工具器具に係る預り書及び保管状況が確認できる書類、写真等を

整備すること。

- (2) 「工具器具費」のうちの原材料と「原材料費」については、受払いの都度、材料の種別又は仕様別に、受払年月日、受払数量等必要事項を記載した受払簿を整備、保管すること。
- (3) 補助事業に係る経理については、他事業との区分経理を行うこと。補助対象経費は補助事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

なお、補助対象の購入、借用等に際しては、発注書控(仕様書)、注文書並びに注文請書、 契約書、納品書、請求書、領収書等の証拠書類及び発注図面等を整備・保管すること。

(4) 補助対象経費の支払いについては、現金及び回し手形での支払は行わないこと。

また、銀行振込等で支払う場合は、補助対象経費のみの支払いとすることとし、振込手数料は補助対象外とする。やむを得ず他の支払いと一括した場合には、補助対象経費及び他の経費の明細をはっきりとさせ保管すること。

なお、約束手形での支払については、補助事業期間中に決済されるものについてのみ認めることとする。

- (5) 書類等の整備、保管の期間は5年とする。
- (6) 補助対象物件の性能、数量及び金額は、「技術開発」、「試作」又は「評価」のために必要な最小範囲とすること。
- (7) 補助事業により製作されたものは、5年間、目的外使用若しくは販売又は処分してはならない。

(事業における利益排除)

- 第6条 補助事業において、補助対象経費中、補助事業者の自社製品、共同申請者や系列企業からの調達がある場合、利益相当分が含まれることは補助金交付上望ましくないことから、利益相当分を控除した経費を計上するものとする。
 - (1) 補助事業者の自社調達にあっては、原価を補助対象経費とする。
 - (2) 共同申請者、同一資本グループからの調達にあっては、取引価格が当該調達品の製造原価以下であることを証明できる場合は、取引価格を補助対象額とするものとし、これにより難い場合は、調達先の利益率を取引価格から除外した額を補助対象額とする。

(補助事業者の責務)

- 第7条 次の各号に掲げる場合は、交付の決定を取り消す場合があるものとする。
 - (1) 実質的に同一内容の事業について、当該補助金と他の公的補助金等を重複して受けた場合
 - (2) 要綱又はこの要領に違反した場合
 - (3) 交付の決定に関して付した条件に違反した場合
 - (4) 虚偽の申請又は報告を行った場合

(事業の流れ)

第8条 補助金の事業は、別紙のとおり行うものとする。

附 則 この要領は平成28年9月1日から施行する。

附則この要領は平成28年10月27日から施行する。

- ①「水素関連技術支援要望書」を地方独立行政法人山口県産業技術センター(以下「法人」という。)に提出 【補助事業者⇒法人】
- ②技術検討ワーキンググループ(以下「技術検討WG」という。)を設置 【補助事業者】
- ③技術検討WGによる水素関連事業参入計画及び補助事業内容の検討 【技術検討WG】
- ④補助金交付申請書を提出 【補助事業者⇒法人】
- ⑤申請内容について審査を行い、補助金の交付を決定 【法人⇒補助事業者】
- ⑥補助事業の実施 【補助事業者】
- ⑦技術検討WGによる事業進捗状況及び成果の把握 【技術検討WG】
- ⑧事業終了後、実績報告書を提出 【補助事業者⇒法人】
- ⑨実績報告書に対して検査を行い、補助金の額を確定 【法人⇒補助事業者】
- ⑩補助金の請求 【補助事業者⇒法人】
- ⑪補助金の支払い 【法人⇒補助事業者】

